

令和8年度

第1回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和8年4月27日

芽室町教育委員会

会 議 録

令和8年4月27日第1回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階応接・会議室で開催した。

○開会時間 14時00分

○閉会時間 14時40分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏
委員 福井栄子
委員 松久大樹
委員 土井慎悟

○欠席委員 なし

○出席職員 教育長 程野 仁
教育推進課長 佐々木 雅之
生涯学習課長 江崎 健一
教育推進課課長主幹 加藤 伸啓
教育推進課給食センター長 側瀬 美和
生涯学習課図書館長 佐々木 博史
教育推進課教育推進係長 林 宏明
生涯学習課社会教育係長 中島 華子
生涯学習課スポーツ振興係長 梅森 祐之
教育推進課教育総務係長 村島 志津佳
教育推進課教育総務係主査 坂口 勝己

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 前会議録の承認
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）
- 日程第 5 報告第 2 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第 6 報告第 3 号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第 7 議案第 1 号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件
- 日程第 8 議案第 2 号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件
- 日程第 9 議案第 3 号 芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中一部改正の件
- 日程第 10 議案第 4 号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
- 日程第 11 議案第 5 号 芽室町教育研究所職員委嘱の件
- 日程第 12 議案第 6 号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
- 日程第 13 議案第 7 号 芽室町社会教育委員委嘱の件
- 日程第 14 議案第 8 号 芽室町地域クラブ推進協議会委員委嘱の件
- 日程第 15 議案第 9 号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件
- 日程第 16 議案第 10 号 令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 追加日程第 1 議案第 11 号 訴えの提起に関する議案に対する意見申し出の件（非公開）

◎日程第 1 「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は 5 名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより、第 1 回教育委員会会議を開会いたします。

日程第 1 「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第 16 条に基づき、教育長及び会議で決めた委員 1 名とすることから、本会議の会議録署名委員は鳥本和宏教育長職務代理者とします。

◎日程第 2 「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第 2 「前会議録の承認」についてであります。前会議録について質疑はございますか。よろしいですか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、異議なしと認め、前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」について、私からですが、今朝の地震については、芽室町は震度4ということでありましたが、学校、それから社会教育・社会体育施設とも被害なく終えているところでもあります。

各部署については、今後も1週間程度、後発地震発生の恐れがあるので、要注意ということで伝えておりますし、各学校については、継続していつ何どき地震が起こってもいいように、十分配慮するように指導したところでもあります。

各課から、報告をお願いします。

佐々木教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 教育推進課所管事業の主なものについて、ご報告させていただきます。

4月3日、教育委員の皆様にもご列席いただき、教職員辞令伝達式を行い、その後、各校の校長、教頭、主幹教諭を参集範囲とする学校経営者会議を開催し、本年度の教育行政執行方針を説明しております。

2ページにお進みいただき、4月9日には、令和8年度第1回第12地区教科書採択教育委員会協議会が開催されており、昨年度から引き続き、本町教育長が会長職に就任し、協議会事務局も本町教育委員会が担っております。

4月21日には、本年度最初の小中学校校長会議を開催し、令和8年度事業の説明を行っております。

教育推進課は、以上です。

○程野教育長 江崎生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 生涯学習課分は、4月8日水曜日に、十勝社会教育委員協議会の理事会を開催しています。十勝の社会教育委員の代表は芽室町から、今後、音更町に移行することになります。

これにつきましては、今の会長が、北海道の社会教育連絡協議会の会長を8年間務められ、その間、芽室町が、その協議会の事務局を担っておりました。現会長が4月17日に道の会長も退任されるということで、次期から音更町に移行になりました。

私からは、以上です。

○程野教育長 以上、教育長の報告といたします。

○程野教育長 この後、本日の会議については、5件の非公開の日程がありますので、議事進行において、提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第4「報告第1号 就学指定校変更（学校選択）認定の件」、日程

第5「報告第2号 芽室町奨学金貸付の件」、日程第6「報告第3号 区域外就学認定の件」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第1号に規定する「公開することにより、個人の権利を侵害する恐れのある事項」に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 日程第16「議案第10号 令和8年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、追加日程第1「議案第11号 訴えの提起に関する議案に対する意見申し出の件（非公開）」については、芽室町教育委員会会議規則第12条第4号に規定する「教育事務に関する議会の議案について、町長への意見の申し出に関する事項」に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発する声あり）

○程野教育長 それでは、以上5件を非公開といたします。

◎日程第4「報告第1号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第4「報告第1号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第5「報告第2号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長 日程第5「報告第2号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第6「報告第3号 区域外就学認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第6「報告第3号 区域外就学認定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第7「議案第1号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件」

○程野教育長 日程第7「議案第1号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件」、説明願います。

教育推進課長

○佐々木教育推進課長 14ページ、議案第1号についてご説明いたします。

芽室町立学校における働き方改革推進プランの改善について、決定しようとするものであります。

事前送付の資料ではなく、本日、お配りしております追加資料、こちらを2枚おめくりいただきまして、カラー資料で改訂箇所を中心に説明いたします。

さらに1枚おめくりいただきまして、1ページの中段、朱書き部分ですが「こうした中、」から令和7年6月に公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教育職員の職務を監督する教育委員会に対して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

文字にない部分の説明となりますが、北海道教育委員会においては「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」の一部を改訂することで対応することとしておりまして、本町におきましては、この「芽室町立学校における働き方改革推進プラン（第3期）」が、令和8年度を最終年度としていること。さらに、「芽室町立学校の業務量の適切な管理等に関する規則」も制定していることから、道教委の対応を参考に、本プランの一部改定で対応し、次期4期プランを策定する中で、トータル的に整理することといたしました。

そのことから、下段の朱書き部分におきまして、本プランを「当該業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置づけることを規定しております。

ページをお進みいただき、3ページ上段の目標において、教育職員の時間外在校時間を月45時間以内、年間360時間以内としているところ、今回の改定の核となる部分として、国指針で目標としている「令和11年度までにつき、平均30時間程度」の実現を追記しており、いかに段階的かつ現実的なロードマップを描くかを課題認識とするところであります。

また、特に大きく見直しをしていますのは、4ページの上段「5)学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進」の部分ですが、国の指針である学校と教師の業務の3分類を中段の表に整理しました。ここにある全てを一気に外部にお任せできるとは考えませんが、まずは、「何が教師の本分か」を明確にし、教育委員会が学校と並走して、地域や保護者の理解を得られるように努めます。できない理由ではなく、どうすればできるようになるかを考えてまいります。

なお、本プランは、教育委員会からの一方的な指示ではなく、各学校の実情に応じた柔軟な運用があってこそ機能するものです。ソフト・ハード両面から支援を行い、教員が子どもたちとしっかりと向き合える環境づ

くりをサポートしていく必要がございます。

説明は、以上です。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

鳥本教育長職務代理者。

○鳥本教育長職務代理者 働き方改革というところで、過去何年間か進んできている中で、各学校の先生方、校長先生含めて、現状のどういった形で変化したのか、まだ変わっていないのかというところ、もっと改革が必要なのかというところが分かれば、教えていただきたいと思います。

○程野教育長 教育総務係主査。

○坂口教育総務係主査 働き方改革につきましては、種々取り組んでおりますが、成果、数字として出ているのは、時間外の在校時間になります。ホームページにも掲載していますが、いわゆる勤務時間以外に、先生方がどれぐらいの時間、滞留しているのかというところでは、ここ1、2年は、微減になってきています。働き方改革が叫ばれてからは下がってきており、部活動の取組についても種目を整理していく、西中学校のように少し種目を見直して減らすというような取組もされています。

ただ、根本的な部分では、やはり教員の多忙感というのは、どうしても否めない部分もありますが、その、部活動の見直しや、スクールサポートスタッフという、会計年度任用職員の形で入っていただいて、それによって、本来、今までは教員がやらなくてはいけなかったところ、本質的なところを違う形の方がやっていただくということなど、いろいろ取り組んでいます。しかし、やはり、まだまだというところは否めないのかなと思っています。

以上です。

○鳥本教育長職務代理者 分かりました。

○程野教育長 当初よりは微減ということで、減ってきてはいるものの、今、現状については、部活動の地域展開もまだまだこれからなので、その先、3ページには平均30時間、今のラインより更に15時間減らすとなると、かなりハードルが高い状況ではありますが、部活動の地域展開、それから、さらなる改善策を学校とも連携しながら進めていきたいなと思っておりますが、これは土日の分は入っていないので、なかなかこの数字だけでは表しきれない状況もあるということで、非常に課題は大きいことは把握しておりますが、何とか少しでも改革が進むように取り組んでいきたいというところでもあります。

関連してございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について、異議なしと認め、原案どおり可決い

たします。

◎日程第8「議案第2号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件」

◎日程第9「議案第3号 芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第8「議案第2号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件」、併せて、日程第9「議案第3号 芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中一部改正の件」、併せて説明願います。

教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 事前送付の議案に入ります。29ページ、議案第2号と32ページの第3号について、二つご説明いたします。

第2号は、芽室町立学校管理規則の一部を改正しようとするもの、第3号は、芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正しようとするものであります。

29ページをご覧ください。

まずは、第1号ですが、下段説明にありますように、先ほどの議案第1号の根拠となる法改正に伴い、教育委員会における業務管理・健康確保措置実施計画の策定が義務付けられたことから、計画策定に伴う関係例規を整備しようとするものであります。

31ページです。

新旧対照表がありますが、具体的には、現行「第9条の4第2項」を「第3項」に繰り下げ、改正案の条文を第2項に追加することにより、校長の学校評価に当たり、講じられる措置が、教育委員会が策定する業務管理・健康確保措置実施計画に適合したものとなることを求める改正であります。

続いて、32ページ、第3号ですが、第2号と同趣旨による改正でありまして、34ページの新旧対照表へお進みいただき、学校運営協議会の役割に、「業務管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加する改正であります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 働き方改革推進プランの改定に関わっての規則改正ということではありますが、一括して質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、議案第2号、議案第3号については、異議なしと認め、原案どおり、それぞれ可決いたします。

◎日程第10「議案第4号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第10「議案第4号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 35 ページ、議案第4号についてご説明いたします。

芽室町教育支援委員会規則に基づき、委員を委嘱しようとするものがあります。関係例規をご説明しますので、38 ページをお開きください。芽室町教育支援委員会規則であります。

この規則では、第1条と第2条で、特別な配慮が必要な児童・生徒等に対して、積極的な就学の支援を行うための調査審議を行う芽室町教育支援委員会を設置することを定め、第3条では、その委員が医師・学識経験者等のうちから教育委員会が委嘱することとし、第4条では、委員の任期を2年と定めております。

36 ページにお戻りいただき、今回は、令和8年4月1日付の教職員人事異動による欠員と、校内人事に伴う変更のため、委嘱予定者3名について、前任者の残任期間である令和8年4月1日から令和9年3月31日を期間として、委員委嘱しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 新規3名を含めて、委員の委嘱について行うということになります。質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第11「議案第5号 芽室町教育研究所職員委嘱の件」

○程野教育長 日程第11「議案第5号 芽室町教育研究所職員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 40 ページ、議案第5号についてご説明いたします。

芽室町教育研究所運営規則に基づき、職員を委嘱しようとするものがあります。関係例規をご説明しますので、43 ページをご覧ください。上段は、芽室町教育研究所設置条例であります。

この研究所は、第3条に記載の教育に関する専門的事項の調査・研究などを行うため設置するもので、その職員は、第4条で芽室町立小・中学校教職員のうちから委嘱することとし、さらに下段の、芽室町教育研究所運営規則第2条で、職員の委嘱は22人以内とし、町内小・中学校の推薦を待って教育委員会を行い、任期は2年と定められております。

41 ページにお戻りいただき、今回は、議案第4号と同様、令和8年4月1日付の教職員人事異動による欠員と校内人事に伴う変更のため、委

嘱予定者 2 名について、前任者の残任期間である令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日を期間として、委嘱しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 2 名の前任者の残任期間に係る委嘱ということであります。

これらについて、質疑ございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 では、本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 12「議案第 6 号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」

○程野教育長 議定第 12「議案第 6 号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○佐々木教育推進課長 44 ページ、議案第 6 号についてご説明いたします。

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。関係例規をご説明しますので、51 ページをお開きください。

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則であります。

まず、この協議会の役割になりますが、52 ページの下段、第 7 条第 1 項 1 号、(1) の部分、教育目標及び学校経営計画、第 2 号、(2) の部分ですが、教育課程の編成に関する基本方針などの承認のほか、第 2 項の規定にありますように、学校の運営に関することについて意見を述べることのできる組織であります。

51 ページにお戻りいただき、ページ下段の第 3 条におきまして、委員は 15 人以内、二つ以上の学校について、一つの協議会を設置する場合は 20 人以内とし、校長の推薦を受けて、地域住民や保護者、校長、教職員などの中から教育委員会が任命することになっており、任期は、52 ページの第 4 条にありますとおり、1 年とし、再任は妨げないと規定しております。

45 ページにお戻りいただき、芽室小学校運営協議会委員名簿以降、各小・中学校の協議会の委員名簿の案を添付しております。

46 ページの上美生小学校と中学校では、2 校で一つの協議会としており、合計 6 協議会、83 名の方に、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間を期間として、委員委嘱しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 例年どおり、学校運営協議会の委員の委嘱をするということ

であります。上美生小・中学校については、例年一体型ということで、合計6協議会の委員の委嘱ということであります。

本件について、質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第13「議案第7号 芽室町立社会教育委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第13「議案第7号 芽室町社会教育委員委嘱の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 55ページです。議案第7号についてご説明いたします。

芽室町社会教育委員設置条例第2条及び第4条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

56ページをご覧ください。

社会教育委員は13名おり、今回2名の方が前職の退職に伴い、新たに審議を受けるものでございます。芽室小学校の大宮秀夫校長と、芽室中学校の横山一仁校長に、新たに委嘱するものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間ということで、令和8年4月1日から令和9年5月31日とするものでございます。

関係条例は、57ページから58ページにございますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は、以上です。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、異議なし認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第14「議案第8号 芽室町地域クラブ推進協議会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第14「議案第8号 芽室町地域クラブ推進協議会委員委嘱の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 59ページ、議案第8号についてご説明いたします。

芽室町地域クラブ推進協議会設置規則第3条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものでございます。

こちら、61ページからの規則につきましては、3月の教育委員会で決定いただいたところであり、今回、新たに委員12名を任命したいことから提案するものでございます。

60ページに名簿がございますけれども、さきに実施しておりました部

活動地域移行推進協議会の委員から、学校の人事異動で新たに 2 名の校長先生、1 番の横山校長と 4 番の大宮校長、それと各種団体から新たに 2 名、8 番の小林さんと 9 番の類家さんを委嘱したところでございます。

委嘱の期間につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日の 3 年間としているということでございます。

説明は、以上です。

- 程野教育長 部活動の地域移行展開の枠組みから地域クラブの創設に向けての推進協議会を立ち上げるということで、委員を選出するというところであります。

本件について、質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

- 程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 15「議案第 9 号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件」

- 程野教育長 日程第 15 号「議案第 9 号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件」、説明願います。

生涯学習課長。

- 江崎生涯学習課長 63 ページ、議案第 9 号についてご説明いたします。

芽室町図書館及び管理条例第 6 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものでございます。

64 ページをお開きください。

前任者の退任に伴いまして、芽室西小学校の菅原晴彦校長、芽室高校の浅井邦昭校長を委員に委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間とし、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとするものでございます。

委員の名簿につきましては 65 ページに記載のとおりであり、関係条例については 66 ページから 67 ページになりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は、以上となります。

- 程野教育長 本件について、質疑ございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

- 程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 16「議案第 10 号 令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」

- 程野教育長 議案第 10 号「令和 8 年度年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎追加日程第1「議案第 11 号 訴えの提起に関する議案に対する意見申し出の件
(非公開)」

○程野教育長 追加日程第 1「議案第 11 号 訴えの提起に関する議案に対する意見申し出の件 (非公開)」について、説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の予定をお願いします。

○事務局 5 月の教育委員会会議定例につきましては、5 月 27 日水曜日、
14 時から行いますので、よろしく願いいたします。

以上となります。

○程野教育長 それでは、以上で、第 1 回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育長職務代理者 鳥 本 和 宏